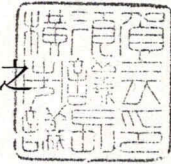


横議議 第 158 号
令和 3 年 (2021 年) 11 月 19 日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡 様

横須賀市議会議長 大 野 忠 之



条例中改正案に対する意見について (照会)

令和 3 年 12 月定例議会に提出される予定の下記条例中改正案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 23 条第 2 項の規定に基づき、貴教育委員会の意見を求めます。

記

横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例中改正案 (条例中改正案本文は別紙のとおり)



横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例中改正
について（案）

横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成28年横須賀市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中「スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）」を「次に掲げる教育に関する事務」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法第23条第1項第1号に規定する特定社会教育機関（以下単に「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

(2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

本則に次の1条を加える。

（特定社会教育機関）

第3条 特定社会教育機関は、美術館条例（平成18年横須賀市条例第35号）に規定する横須賀美術館とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正後の第2条第1号に掲げる教育に関する事務に係る法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 横須賀美術館運営評価委員会条例（平成25年横須賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

- 4 この条例の施行日の前日において前項の規定による改正前の横須賀美術館運営評価委員会条例第1条に規定する横須賀美術館運営評価委員会（以下「旧運営評価委員会」という。）の委員である者は、施行日に前項の規定に

よる改正後の横須賀美術館運営評価委員会条例（以下「新運営評価委員会条例」という。）第2条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により委嘱されたものとみなされる横須賀美術館運営評価委員会の委員の任期は、新運営評価委員会条例第2条第3項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧運営評価委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

6 横須賀美術館美術品評価委員会条例（平成25年横須賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第2項及び第3条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

7 この条例の施行日の前日において前項の規定による改正前の横須賀美術館美術品評価委員会条例第1条に規定する横須賀美術館美術品評価委員会（以下「旧美術品評価委員会」という。）の委員である者は、施行日に前項の規定による改正後の横須賀美術館美術品評価委員会条例（以下「新美術品評価委員会条例」という。）第2条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。

8 前項の規定により委嘱されたものとみなされる横須賀美術館美術品評価委員会の委員の任期は、新美術品評価委員会条例第2条第3項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧美術品評価委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

9 美術館条例（平成18年横須賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第4条各号列記以外の部分、第5条第5項及び第6項、第6条、第7条第2項及び第3項、第9条各号、第10条第3号並びに第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表第1項の表企画展の項中「教育委員会」を「市長」に改め、同表備考に関する部分第2項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（提案理由）

横須賀美術館について、市長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとするため、この条例を改正する。